

一般社団法人和軸 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人和軸と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。

2 この法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、邦楽を社会に普及させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) オンラインにおける邦楽・和楽器等についての情報発信及び提供
- (2) 邦楽愛好家の相互交流の場の提供
- (3) 邦楽の普及・啓発に関する調査・研究及び関係機関への提言
- (4) 会員相互の意思疎通及び連携
- (5) 邦楽演奏家・愛好家のためのコンサート、シンポジウム及びセミナー等のイベント
企画運営
- (6) 文部科学省その他関係団体との連絡及び協力並びに提携
- (7) 邦楽演奏等に関する会員の紹介
- (8) 会報の発行に関する事業
- (9) 和楽器等の販売及び斡旋
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、社員総会において別に定める入会申込書により申込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(種別)

第11条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、

社員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等の支障があるときは、その社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印若しくは電子署名する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上10名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務権限)

第23条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 理事は、この法人の業務を執行する。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 顧問

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として数名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 代表理事の求めに応じて、この法人の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、社員総会において決議する。

4 顧問についての必要な事項は、別に定める。

第7章 基金

(基金の拠出等)

第28条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第30条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 この法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併によりこの法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

第10章 公告の方法

(公告)

第33条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第34条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和4年3月末日までとする。

(設立時役員)

第35条 この法人の設立時役員は、以下のとおりである。

設立時代表理事	藤本玲
設立時理事	藤本草
設立時監事	宮本晴義
設立時顧問	田中隆文

(設立時社員)

第36条 設立時社員の氏名又は名称および住所は、次のとおりである。

設立時社員	藤本玲
-------	-----

設立時社員 藤本草

設立時社員 宮本晴義

(法令の準拠)

第37条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。